

学費返金規定

1. 学費返金規定

1) 入学検定料及び入学金

入学検定料は入学選考及び留学ビザ申請の対価であるため返金をしない。入学金は、入学希望者への学籍確保及び受入れ準備に係る一連の事務作業等への対価であるため、入学の有無を問わず返金をしない。

2) 授業料、その他

①入学キャンセル、或いは中途退学の場合、辞退届（退学届）が出された時点によって、返還内容及び条件を定めるものとする。

②中途退学の場合、退学届が出された学期分以降の授業料、設備費、教材費、課外活動費を返金対象とする。

③返金の際にかかる金融機関の振込手数料は、すべて受取人の負担とする。

④場合によってキャンセル料を発生させるものとする。

ア) 査証取得前 : 入学検定料、入学金及び振込手数料を引いた金額

①条件 : 入学許可書、在留資格認定証明書の返却

②キャンセル料 : なし

イ) 査証不許可 : 入学検定料、入学金及び振込手数料を引いた金額

①条件 : 入学許可書の返却、査証不許可事実の確認

②キャンセル料 : なし

ウ) 査証取得後、来日前 : 入学検定料、入学金、振込手数料を引いた金額

①条件 : 入学許可書返却、留学ビザの取り消し事実の確認

②キャンセル料 : 上限15,000円

エ) 来日後、授業開始前 : 入学検定料、入学金、振込手数料、キャンセル料を引いた金額

①条件 : 帰国し、留学の在留資格が消失したことの確認。

②キャンセル料 : 上限15,000円

オ) 授業開始後（中途退学） :

退学届が出された学期分以降の授業料、設備費、教材費、課外活動費から入学検定料、入学金、キャンセル料及び振込手数料を引いた金額

①-1 条件（自己都合による中途退学の場合） : 退学後 1 ヶ月以内に帰国し、留学の在留資格が消失したことの確認。或いは新たな在留資格（留学以外）の取得の確認（但し、退学後 1 ヶ月以内に在留資格変更申請を行っていること）。

①-2 条件（転学による中途退学の場合） : 転学先の入学証明、或いは学生証の確認

①-3 条件（進学による中途退学の場合） : 進学先の在籍証明、或いは学生証の確認

② キャンセル料 : すでに納付されている授業料、設備費、教材費、課外活動費のうち、50,000 円を上限に、退学届が出された学期分以降の授業料、設備費、教材費、課外活動費の20%に相当する金額

2. 学費返金対象除外事項

(1) 退去強制処分や除籍処分

退去強制処分や除籍処分となった学生に対しては入学検定料、入学金、授業料、設備費、教材費、課外活動費の返金をしない。

(2) 来日が遅れた場合

未受講学期分の授業料、設備費、教材費、課外活動費の返金を行わない。

3. 免責事項

天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがある時など、やむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、その分の授業料、設備費、教材費、課外活動費の返金を行わない。